

2021(令和3)年3月18日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 重松 朋宏
” 柏木 洋志
” 石井 めぐみ
” 望月 健一
” 上村 和子

議案の提出について

議員提出第 7 号議案

**都立神経病院の「再編統合」を行わないことを
国に意思表示することを求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

都立神経病院の「再編統合」を行わないことを 国に意思表示することを求める意見書（案）

2019年9月、厚生労働省は全国の公的・公立で運営する424病院を「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」とし、期限を決めて対応方針を決めるよう求めた。その後、440病院と修正され、コロナ禍に検討期間を延長する考えが示された。

「再編統合」対象病院とされた都立神経病院は、1980年に開設された国内唯一の神経・筋難病専門の研究・治療機関であり、現在304床で治療を行っている。開設当時から在宅訪問治療を行い、現在でも年間100名の方の訪問治療を行っている。神経難病は疾患の特性から症状は様々であり、進行状況にも配慮が必要である。また、合併症を持つ方も少なくない。様々な症状をもつ神経難病に対し、幅広く専門的な見地での治療や日常生活の改善に向けた対応は患者・家族にとって支えである。また、一昨年、多摩川が氾濫する危険があった際には、近隣在住の患者が人工呼吸器の電源を取れなくなるおそれがあり、神経病院が避難を受け入れた。

病院がその地域で果たす役割を考慮し、がんや救急、手術の診療実績が少ないことを理由とした国の再編統合はやめるべきである。

地域の病床数など病院再編を決めるのは都道府県知事であり、地域医療構想調整会議での議論を経て行われることになっている。令和元年度第2回北多摩南部医療構想調整会議では国の「再編統合」の問題に加え、都立神経病院については、東京都が既に多摩メディカルキャンパス再編整備計画の中で2030年度頃をめどに「難病医療センター（仮称）」として充実、建て替えを予定していることが説明された。国の再編統合が優先された場合、この建て替え、充実計画の推進は困難となり、難病医療の低下は免れない。

よって、国立市議会は東京都に対し、都立神経病院の「再編統合」を行わないことを国に意思表示することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2021(令和3)年3月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事